

個別の教育支援計画・個別の指導計画とは？

個別の指導計画？
個別の教育支援計画？
どんな計画のこと？

どのように
作成するの？

何のために作成するの？

Q & A

ver. 2

令和3年3月

目 次

Q1 「個別の教育支援計画」とは何ですか？	1
Q2 「個別の教育支援計画」を作成するプロセスはどうなりますか？	1
Q3 「個別の教育支援計画」の作成にかかわる関係者・機関はどのようなものがあるでしょうか？	2
Q4 「個別の教育支援計画」の活用・評価はどのようにするのでしょうか？	3
Q5 「個別の指導計画」とは何ですか？	4
Q6 「個別の指導計画」を作成するプロセスはどうなりますか？	4
Q7 「個別の指導計画」の作成にあたっての基本的な考え方は何ですか？	5
Q8 「個別の指導計画」の活用・評価はどのようにするのでしょうか？	5
Q9 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」はどちらも作成しなければいけませんか？	6
Q10 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違いは何ですか？	6
Q11 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は誰が作成しますか？	7
Q12 指導や支援を引き継ぐ際の留意点は何ですか？	7
Q13 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の様式にはどのようなものがありますか？	8
☆「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」のポイント	9

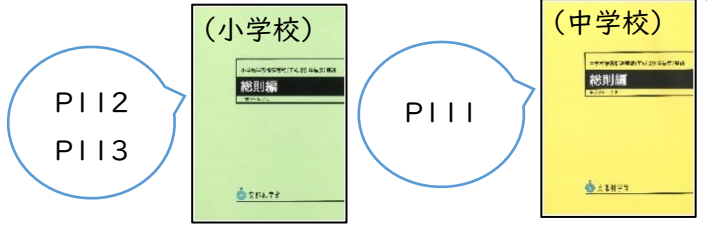
「障害」の表記について

島根県では、「障がい」とひらがなで表記しております。ただし、法令、学習指導要領等の引用部分については、漢字で表記する場合があります。



Q1 「個別の教育支援計画」とは何ですか？

A1 障がいのある児童生徒などについて、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために作成する計画のことです。



個別の教育支援計画を活用すると・・・

- *学校、保護者、関係機関で、それぞれの側面から情報を共有することができます。
- *学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことができます。
- *個別の指導計画に生かしていくことができます。

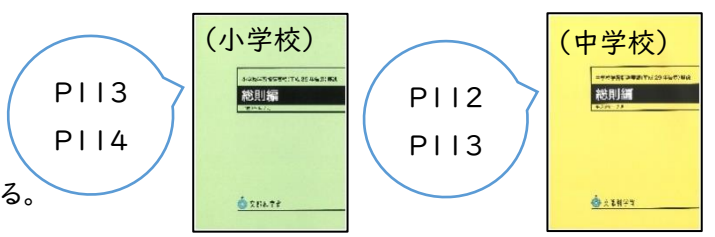
Q2 「個別の教育支援計画」を作成する

プロセスはどうなりますか？



A2 一般的には次の通りです。

- (1) 障がいのある児童生徒などが生活の中で遭遇する制約や困難を把握する。
- (2) 本人及び保護者の意向や将来の希望などを確認する。
- (3) 在籍校だけでなく、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童生徒発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立てる。
- (4) それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にする。
- (5) 支援の実施状況を適宜評価し、改善を図る。



Q3

「個別の教育支援計画」の作成にかかわる

関係者・機関はどのようなものがあるでしょうか？



A3

障がいのある子どもにかかわる全ての関係機関等が連携の対象になります。教育、福祉、医療、労働等、様々な分野において存在し、ライフステージや生活環境等によって変化します。保護者も重要な支援者であり、極めて重要な役割を担っています。

PI30



具体的な関係者・関係機関の例は、以下の通りです。

- <家庭> 保護者、兄弟姉妹、祖父母、民生委員、ヘルパー、等
- <教育> 特別支援学校（センター的機能を含む）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、教育委員会、教育センター、等
- <福祉> 保育所、児童相談所、市町村障がい福祉課、入所施設、通所施設、社会福祉協議会、療育機関、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、福祉サービス事業所、等
- <労働> 企業、ハローワーク、職業センター、就労支援センター、等
- <医療・保健> 検診機関、病院、保健所、主治医、専門医、訓練士、地域の専門機関、障がい専門機関、等
- <余暇・地域生活> 学童保育、スポーツサークル、塾、公民館活動、ボーイ・ガールスカウト、ボランティアの活用、同級生の保護者の協力、放課後等デイサービス、等
- <その他> 親の会、NPO、大学や研究機関、等



Q4

「個別の教育支援計画」の活用・評価は

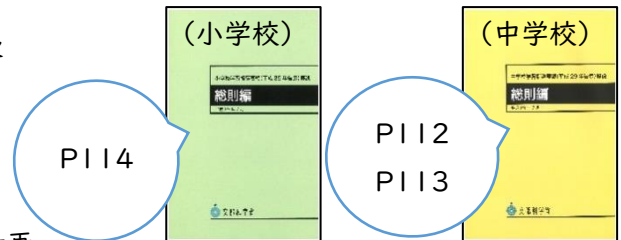
どのようにするのでしょうか？



A4

例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要です。

また、支援の実施状況を適宜評価し、改善を図っていくことも不可欠です。



具体的な活用の例は、以下の通りです。

保護者との面談 <保護者面談、家庭訪問>

- ・今までの支援や連携機関の確認をする。
- ・支援の内容などについて合意形成を図り、決定する。
- ・支援についての振り返りをする。

校内で支援の内容を話し合う <校内委員会>

- ・実態把握をし、目標の設定をする。
- ・担任が行う支援の確認。
- ・校内資源の確認と支援者・支援内容の確認。
- ・地域資源の確認と支援者・支援内容の確認。

関係機関を交えた会議で支援の内容を話し合う <支援会議>

- ・学校、保護者、関係機関がそれぞれの役割を確かめ、必要な支援を行っていけるようにする。

保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校間等との移行支援会議

<年度末移行支援会議>

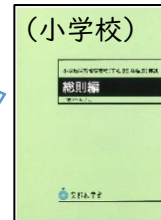
- ・今までの支援内容について共通理解し、継続した支援が行えるようにする。
- ・各市町村によっては、個別の教育支援計画を参考に引継ぎ書にまとめる場合があります。



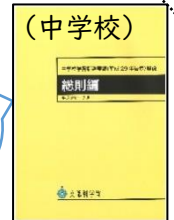
Q5 「個別の指導計画」とは何ですか？



A5 個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもので、教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。



PI14



PI12

個別の指導計画を活用すると・・・



- *教育課程を具体化し、指導の目標、内容、方法を明確にしてきめ細やかに指導することができます。
- *各教科等の指導において、担任と教科担当などと指導についての情報交換を円滑に行うことができます。
- *行った指導内容や、その結果の有効だった手立て、うまくいかなかった手立てなどを具体的に記すことで、計画的、継続的な指導ができます。

Q6 「個別の指導計画」を作成する

プロセスはどうなりますか？



A6 作成の手順はおおよそ次の通りになります。

(1) 情報収集と的確な実態把握

→個々の子どもについて、障がいの状態、興味・関心、生活環境、本人や保護者のニーズ等を的確に把握します。

(2) 指導目標の設定

→実態把握に基づき、年間または学期ごと等の長期的な観点からの目標とともに、学期、月、単元ごと等の短期的な観点からの目標を設定します。

(3) 指導内容、指導方法の設定

→指導目標を達成するために必要と思われる具体的な指導内容を設定します。

(4) 指導の展開

→計画に基づいて実際に指導し、その記録を行います。

(5) 評価・修正

→指導目標に基づき、指導の成果についてPDCAサイクルで評価を行います。

PI5

P87



Q7

「個別の指導計画」の作成にあたっての

基本的な考え方は何ですか？



A7

「個別の指導計画」作成にあたっての基本的な考え方は次の通りです。

- 校内委員会などの組織で作成する。
- 児童生徒の特徴が分かるものにする。
- 授業と結びつく目標と手立てを考える。
- 記入できるところや特徴的だと思われるところから記入していく。
- 引継ぎしやすい形式にする。(有効な手立て等が引き継げるように記入する。)
- 保護者との良好な関係のもと、願いや評価などを共有しながら作成していく。

P124



Q8

「個別の指導計画」の活用・評価は

どのようにするのでしょうか？



A8

活用・評価についてのポイントは以下の通りです。

- 授業につながる個別の指導計画
→一人一人の学習活動が十分成し遂げられるように指導上の留意事項や手立てを明確にした指導計画を作成することが必要です。
- 個々の指導の手立てを明確にする個別の指導計画
→一人一人の児童生徒が目標を達成するためには、児童生徒が学びやすい学習環境を設定し、指導内容に即して教材・教具を工夫することの他に、授業における課題提示の仕方、主体的な学習活動に結びつく支援の援助の仕方などを具体的に検討する必要があります。個々の子どもが最も必要とする援助の方法を明確にすることが大切です。
- 引継ぎに生かす指導計画
→指導にかかわる教師が共通理解を図ったり、短期目標を確認・修正したりする際の情報を引き継ぐために生かしていくことが大切です。
- 保護者との連携に生かす
- 評価の留意点
→指導目標に合わせて具体的に客観性のある評価をしたり、学習過程における取り組み方や情意面を考慮して評価したりすることも大切です。

P87



Q9

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は

どちらも作成しなければいけませんか？



A9

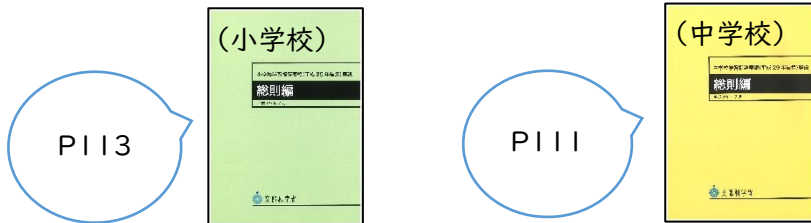
どちらも作成します。

- 特別支援学級に在籍する児童生徒…全員についてどちらも作成し、効果的に活用します。
- 通級による指導を受ける児童生徒…全員についてどちらも作成し、効果的に活用します。

ただし、

通常の学級において、通級による指導を

受けていない障がいのある児童生徒…作成し、活用に努めることになっています。



Q10

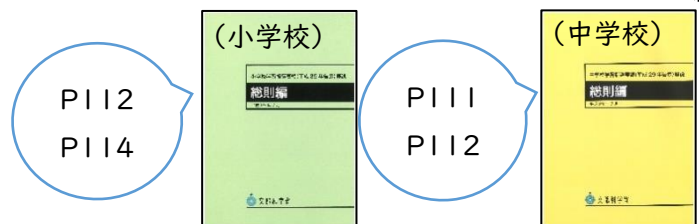
「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の

違いは何ですか？



A10

「個別の教育支援計画」は、障がいのある児童生徒などについて、関係機関と連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために作成する計画であるのに対し、「個別の指導計画」は、学校の教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものになります。



Q11

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は

誰が作成しますか？



A11

小・中学校学習指導要領解説 総則編 (H29年7月)では、

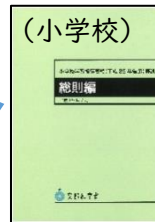
- 個別の教育支援計画・・・教育機関が中心となって作成するもの
- 個別の指導計画・・・学校で作成されるもの

と示されています。

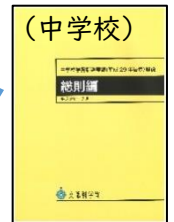
こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障がいのある児童生徒などを担任する教師や特別支援教育

コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要です。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要があります。このためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要があります。

P113~
P115



P112
P113



Q12

指導や支援を引き継ぐ際の留意点は何ですか？



A12

「個別の教育支援計画」については、就学前～小学校～中学校～高等学校といった次の学校への進学の際に、あるいは次の学年への進級の際に、学校・担任が中心となって引継ぎを行い、確実に情報提供を行っていくことが望まれます。

また、進級・進学に際して、有効な手立てが途切れることなく次の学校・担任にも伝えられ、移行・接続がスムーズに行われるようにするために、「個別の指導計画」を引き継ぐ等、積極的な活用も大切になってきます。

P128



Q13 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の

様式にはどのようなものがありますか？



A13 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」ともに、決められた様式は**ありません**。学校や地域の実情や特性、幼児児童生徒の実態や状況、各教科等の特性等、必要な情報を盛り込み、各学校で活用しやすいように工夫して作成します。

各学校に様式が保管されている場合もありますので、確認してください。

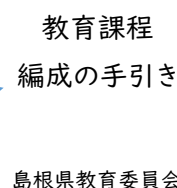
「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式例は文科省のホームページや各市町村にもあります。

参考までに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式例と記入例を掲載します。(あくまでも、教育センターの参考例ですので、作成の際には、各市町村、学校のものをご確認ください。)

P16
P131



P15~
P17



個別の教育支援計画(様式例)

個別の指導計画(様式例)

あくまでも**参考例**です。作成の際には、各市町村、学校のものをご確認ください。

個別の教育支援計画(様式例)

ふりがな	性別	生年月日	年	月	日
児童生徒氏名		学校・学年	学校	年	
保護者氏名	性別	有・無	有	無	
障がいの状況	手帳等	手帳名()	年	月	日交付
現在の生活・将来に向けての希望(願い)					
本人	保護者				
健康・身体面	学習面	生活面・社会性			
支援の目標(長期目標)					
在籍校での支援内容					
合理的配慮の実施内容					
その他					
支援機関での支援内容	機関名(連絡先)	支援内容	担当者		
	医療・保健				
	福祉・労働				
家庭・地域					
作成	年 月 日	担任確認	校長確認	保護者確認	
更新	年 月 日	担任確認	校長確認	保護者確認	

個別の指導計画(様式例)

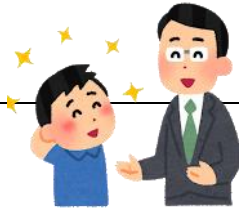

対象児童生徒	年 級	記載日	年 月 日	記入者
		実施期間	年 月 日 ~ 月 日	
児童の実態				
○健康状況・運動面				
○日常生活の状況・生活面				
○社会性・対人関係				
○学習の状況				
講義者				
現在の生活・将来に向けての希望(願い)				
本人	保護者			
長期目標				
短期目標				
支援の方法				
項目別評価	年間目標	学期目標	指導内容・方法・手立て	目標に対する評価
生活		1学期		
		2学期		
		3学期		
調音		1学期		
		2学期		
		3学期		
自立活動		1学期		
		2学期		
		3学期		
支援会議の記録				
月日	会議名	参加者	決定事項、関係機関の助言内容等	
目標に対する評価				

島根県教育センターHPの個別の教育支援計画(様式例・記入のポイント)、個別の指導計画(様式例・記入のポイント)をご覧ください。



☆「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」のポイント

(詳しくはQの項目をご覧ください。)

	関連 Q	個別の教育支援計画	個別の指導計画
作成する 対象	Q9	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級に在籍する児童生徒……全員について作成し、効果的に活用する。 ○通級による指導を受ける児童生徒 ……全員について作成し、効果的に活用する。 ○通常の学級において、通級による指導を受けていない障がいのある児童生徒 ……作成し、活用に努める。 	
作成の 目的	Q1 Q5	障がいのある児童生徒などについて、関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために作成する計画。	個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成する計画。
作成の プロセス	Q2 Q6	<ul style="list-style-type: none"> ①実態把握 ②本人・保護者の意向の確認 ③在籍校だけでなく、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童生徒発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立てる ④支援の内容や関係機関の役割を明確にする ⑤支援の実施状況を評価し、改善を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ①実態把握 ②指導目標の設定 ③指導内容、指導方法の設定 ④指導の展開 ⑤評価・修正
連携の 対象	Q3	障がいのある子どもにかかわる 全ての関係機関等	
作成にあたっての 基本的な考え方	Q7		<ul style="list-style-type: none"> ○校内委員会などの組織で作成する。 ○児童生徒の特徴が分かるものにする。 ○授業と結びつく目標と手立てを考える。 ○記入できるところや特徴的だと思われるところから記入していく。 ○引継ぎしやすい形式にする。 ○保護者との良好な関係のもと、願いや評価などを共有しながら作成していく。
活用・評価の ポイント	Q4 Q8	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前から、就学時、進学先まで、切れ目ない支援に生かす。 ○保護者の同意を事前に得る。 ○支援の実施状況を適宜評価し、改善を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業につながる個別の指導計画を作成する。 ○個々の指導の手立てを明確にする。 ○教師の共通理解や引継ぎに生かす。 ○保護者との連携に生かす。 ○目標に合わせた評価と、学習過程における態度を考慮した評価を行う。

[引用・参考文献]

「小学校学習指導要領」平成29年3月 文部科学省

「中学校学習指導要領」平成29年3月 文部科学省

「高等学校学習指導要領」平成30年3月 文部科学省

「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」平成29年4月 文部科学省

「小学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省

「中学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省

「高等学校学習指導要領 総則編」平成30年7月 文部科学省

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)」

平成30年3月 文部科学省

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省

「特別支援教育ハンドブック」平成23年3月 島根県教育委員会



発行 令和2年3月 (Ver.1)

令和3年3月 (Ver.2)

島根県教育センター 教育相談スタッフ 特別支援教育セクション

令和元年度・令和2年度 共同研究

島根県教育センター 教育相談スタッフ 特別支援教育セクション

Tel 0852-22-6466、5870

Fax 0852-22-6761

住所 島根県松江市内中原町255-1

